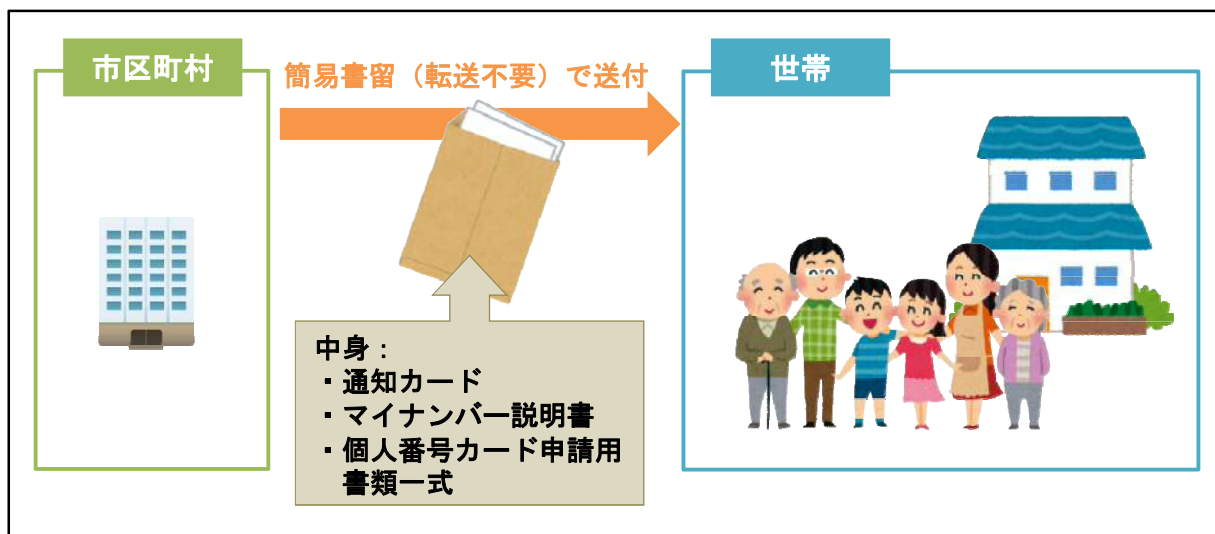




10月から送付開始、 通知書は確実に受取れますか

10月から順次、個人が住民登録している住所地へ12桁の個人番号（以下、マイナンバー）の通知が発送されます。法人は、13桁の法人番号の通知が登記されている本店所在地へ届きます。

個人へ届くマイナンバー



10月5日時点で日本に住民票がある個人に対し、各市区町村からマイナンバーの通知書が住民票の住所地へ送付されます。

この場合のポイントは、次の4つです。

- ・住民票の住所地へ届くこと
- ・世帯ごとにまとめて届くこと
- ・簡易書留にて届くこと
- ・転送不要扱いとなって届くこと

事業者から従業員への指導として、引越しをして、住民票の住所地と違う場所に住んでいる場合、住民票の住所地に届いても確実に受取れるかどうかを確認してもらうようにし

ましょう。

たとえば、郵便物は転送処理の手続きをしているから大丈夫だろうと思われてしまいますが、この通知書は転送がされません。確実に受取れるように、住所地の変更手続きをとるよう指導しましょう。

また、学校通学のため、実家を離れて独りでアパートに住んでいる学生アルバイトがいる場合、大抵、住民票の住所地は実家のままです。通知書は必ず実家で保管・管理してもらうように、指導しましょう。

これらと同時に、全ての従業員に対して、**通知書が届いたら紛失しないように適切な保管を指導**することも大切です。

法人へ届くマイナンバー

法人へは同時期に、法人番号の通知書が国税庁から『**登記上の本店所在地**』へ送付されます。納税地ではありませんので、登記上の

本店所在地で通知書が受取れない場合には、管轄の法務局で変更登記の申請手続きを行いましょう。

地代を支払っている個人全てが マイナンバー取得の対象ですか？



給与を支払う従業員その他、地代を支払っている地主さんなどからも、個人番号（以下、マイナンバー）の取得が必要だと聞きました。当社は次の地主さんへ駐車場代を支払っていますが、全ての地主さんからマイナンバーを取得しなければならないのでしょうか。

〔支払金額〕：甲氏→年間12万円（月額1万円）

：乙氏→年間24万円（月額2万円）



事業者は、一定の支払等を行った場合、書類を作成して国へ提出しなければなりません。この書類を「法定調書」といいます。

この法定調書には、相手先のマイナンバーや法人番号（以下、マイナンバー等）を記載する欄が設けてあることから、マイナンバー等の取得が必要となります。

法定調書を提出するか否かの判断は、法定調書の種類によって異なります。特に金額によって判断が異なる代表的な法定調書を、下記に示しました。

ご相談のケースは地代の支払であるため、

提出する法定調書は「不動産の使用料等の支払調書」です。この提出範囲は、同一の方に対するその年中の支払金額の合計が15万円を超えるものとなります。したがって甲氏からマイナンバーを取得する必要はなく、乙氏のみマイナンバーを取得します。この場合、乙氏の本人確認（番号確認と身元確認）も必要となりますので、ご注意ください。

なお、法定調書へのマイナンバー等の記載は、平成28年1月1日以後の支払等から開始されます。取得する必要のある方へのアナウンス等、準備をはじめましょう。

【金額によって判断が異なる代表的な法定調書（一例）】

書類名	提出義務者	範囲	
		区分	提出範囲
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	右記の報酬、料金、契約金及び賞金（以下「報酬、料金等」）を支払った方	外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金 バー、キャバレー等のホステス、コンパニオン等の報酬、料金 広告宣伝のための賞金	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 50万円 を超えるもの
		原稿料、印税、さし絵料、翻訳料、通訳料、脚本料、作曲料、講演料、教授料、著作権や工業所有権の使用料、放送謝金、映画・演劇の出演料、弁護士報酬、税理士報酬、社会保険労務士報酬等	
不動産の使用料等の支払調書	右記を支払った法人と不動産業者である一定の個人の方	不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数20トン以上、以下同じ）、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価（以下、不動産の使用料等）等	同一の方に対するその年中の支払金額の合計が 15万円 を超えるもの（法人に支払う不動産の使用料等は、権利金、更新料等のみ）
不動産等の譲受けの対価の支払調書	右記を取得した法人と不動産業者である一定の個人の方	不動産、不動産の上に存する権利、船舶、航空機（以下、不動産等）	同一の方に対するその年中の支払金額の合計が 100万円 を超えるもの
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	右記を支払った法人と不動産業者である一定の個人の方	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料	同一の方に対するその年中の支払金額の合計が 15万円 を超えるもの

※提出範囲の金額には、原則として消費税及び地方消費税を含めますが、明確に区分されている場合には含めなくても問題ありません。